

平成29年度第1回愛知県障害者施策審議会  
ワーキンググループ 会議録

平成29年7月13日(木)

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

# 平成29年度 第1回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ

## 会 議 録

### 1 日時

平成29年7月13日（木） 午後2時から午後4時まで

### 2 場所

自治センター5階 研修室

### 3 出席者

岡田構成員、加賀構成員、川崎構成員、河口構成員、高橋座長、辻構成員、徳田構成員、永田構成員、古家構成員、牧野構成員、水野構成員

（事務局）

障害福祉課長 ほか

### 4 開会

ただいまから、平成29年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催させていただきます。開催にあたりまして、植羅障害福祉課長から、ご挨拶を申し上げます。

### 5 課長挨拶

障害福祉課長の植羅でございます。

皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループにご出席をいただき、本当にありがとうございます。

また、日ごろから本県の障害福祉施策の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、このワーキンググループでございますが、ご案内のとおり第5期となります愛知県障害福祉計画についてご検討いただくために、その組織として3月に開催をいたしました障害者施策審議会でご承認をいただき設置をしたものでございます。審議会議員のうち11名の方に構成員としてご参画をいただいているというところでございます。

本日第1回のワーキンググループでございますが、事務局で作成をいたしました骨子案について、地域生活への移行等に関する成果目標を中心といたしましてご意見等を賜りたいと考えております。また本日いただいたご意見等を反映させた骨子案について今月27日に開催をいたします障害者施策審議会ですらにご意見をいただき、骨子案のとりまとめ等を行っていきたく考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りこのワーキンググループが実りのあるものとなりますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

きたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 6 資料確認

それでは、事前に皆様にお送りしております本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まずA4判で本日の次第、出席者名簿、配席図、ワーキンググループ設置要領、障害者施策審議会条例でございます。続いて、A3版になりますが、資料1、資料2、そして参考資料が1から4までございます。また福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査の資料を本日追加で机上配布をさせていただきましたのでご確認をお願いいたします。不足等はございませんでしょうか。

なお、本会議の資料でございますが、ワーキンググループ構成員以外の障害者施策審議会委員の皆様にもお送りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

## 7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

では、議事に入る前に事務局よりご連絡を申し上げます。まず傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

本日の会議はワーキンググループ設置要領および本ワーキンググループの傍聴に関する要領により、公開としております。6月29日から県のホームページで審議会の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴者はございませんでした。

なお、本日はワーキンググループ設置後、初めての会議となりますので、本来であればお一人お一人の紹介をさせていただくところですが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿の配布によりかえさせていただきます。ここで、お願いでございますけれども、本日の会議では手話通訳の方にご協力をいただきながら進行してまいりますので、各構成員におかれましてはご発言にあたりましてはマイクを利用いただきゆっくりと大きな声でお名前とご所属をいっていただいてからご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、本日マイクセットのスピーカーが古家構成員からすると右側の奥にございます。発言者の位置とちょっとスピーカーの位置がずれますとどこで発言されているかわからないということで、構成員の皆様におかれましては、最初にご発言いただくときに古家さんからのだいたいの位置を言っていただいて、ご発言いただきますと助かりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行は高橋座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 8 座長挨拶

改めまして皆さんこんにちは。

座長を仰せつかっております高橋と申します。よろしくお願いいたします。

私は古家構成員から窓側の中央に座っております。よろしくお願いいたします。

まずもって本日はお忙しい中、ワーキンググループにご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど課長さんからもお話がありましたけれども、本ワーキンググループは本年度策定します、第5期愛知県障害福祉計画の検討を行うために、昨年度最後の審議会でご了承いただいてその審議会のもとに新たに設置したものです。

本日は本年度最初のワーキンググループであります。議題としましてはお手元の次第にありま

すように第5期愛知県障害福祉計画の策定についてとなっています。本日は事務局で作成していただいた計画の骨子案について成果目標の部分が重要ですので、その部分を中心に皆様方にご意見等を伺ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

構成員の皆様方には言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあればご遠慮なく手を挙げるなどしてご質問していただきたいと思います。かなり内容が多岐にわたっておりますので皆様で、共通理解をした上で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ご遠慮なくお考えをいっていただきまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。簡単ですけどもご挨拶いたします。改めてよろしくお願いいたします。

## 9 事務連絡

次第に沿って議事を進めてまいりたいと思いますが、本日の会議の終了時刻は会場の都合により16時、午後4時を予定しております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それではまず、議題「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

## 10 議題 第5期愛知県障害福祉計画の策定について

### 障害福祉課 加藤補佐

それでは資料の1をご覧ください。第5期障害福祉計画の骨子案についてでございます。1、骨子案作成の考え方でございます。5期計画は現行の4期計画の内容、構成を基本といたしまして本年3月に改正されました国の基本指針に即して作成してまいります。

次に、資料左側の中ほど4期計画からの主な変更点でございます。昨年6月児童福祉法が一部改正されたことにより障害児福祉計画の策定が義務付けられたことがございます。4期計画でも章を一つ設けまして障害児支援体制の整備について記載しておりますが、この部分を拡充いたしまして次期計画では障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定してまいります。

また、改正された国指針におきまして次期計画に盛り込むべき成果目標や活動目標が示されましたので県計画におきましても必要な項目追加、見直しを行うこととしております。本日第1回ワーキンググループにおける論点でございます。5期計画で定めます成果目標の方向性について、それから、計画骨子となります章建て等新たに計画に盛り込みます項目の記載事項を中心にご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。今後の進め方ではありますが、本日いただきますご意見を骨子案に反映いたしまして来週20日に開催の自立支援協議会、再来週27日に開催の第1回障害者施策審議会におきましてご意見をいただき、骨子のとりまとめを行ってまいります。その後9月21日開催予定の第2回ワーキンググループにおきまして骨子案を踏まえました計画素案、文章に表すものがございますが、計画素案についてご意見をいただくこととしております。資料右側には骨子案の概要全体の目次的なものを記載いたしました。5期計画における新設項目などについて四角で囲んだ注釈をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。資料の2をご覧ください。4期計画からの変更点を中心に5期計画の記載事項を説明してまいります。まず、第2章のうち、2、計画の基本的考え方及び4、計画の位置づけであります障害児福祉計画と一体的に作成することから必要な記載を追加しております。資料の右側、6、区域の設定でございます。障害福祉圏域につきましては従来から二次医療

圏老人福祉圏域と同一の県域を設定してまいりました。30年度から二次医療圏が見直されまして名古屋医療圏と尾張中部医療圏の統合が予定されております。老人福祉圏域についても同様の検討が行われているところをごさいます、引き続き福祉と医療、介護の適切な連携が必要であることから、障害福祉圏域につきましても見直しに向けた調整を進めてまいります。2ページをご覧ください。第4章、地域生活への移行等についての成果目標の設定と取り組み施策でございます。1、福祉施設の入所者の地域生活への移行であります、国指針に即しまして、4期計画と同様に地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標として設定いたします。このうち、地域生活移行者につきましては国指針では28年度末時点の施設入所者の9%を地域移行するといった基本指針が示されております。資料左側下の囲いをご覧ください。4期計画の進捗状況を記載しております。25年度末から29年度末までの地域生活移行者数の目標1,117人、この人数には3期計画の未達成分734人を含んでおりますが、1,117人に対しまして28年度までの3年間の実績は96人とどまっております。なお4期計画期間27年度から29年度までの3年間でございますが目標設定の対象期間は25年度末から29年度末の4年間としておりますのでご注意願います。このように4期計画の進捗状況が進んでいない状況がございます。本県の5期計画では目標値をいくつに設定するか目標達成に向けた取り組みと合わせた検討をしっかりとっていく必要があると考えております。続きまして左側中ほどの目標達成に向けた施策の方向性につきましてこちらは4期計画の記載内容を基本に項目のみを記載しております。このページ移行こうした記載がございますが具体的な内容につきましては骨子をとりまとめた後に行います計画素案作成の段階でじっくりと検討していきたいと考えております。

資料の右側、2、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築であります。国指針におきまして精神障害の方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療・障害福祉・介護・住まい・就労・教育など包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことが示されたところです。5期計画では項目内容を一新しまして計画的な地域の基本整備を行うため各圏域や市町村におきまして関係者の協議の場を設置することや精神病床における早期退院率につきまして従来の入院後3か月時点、1年時点に加えまして入院後6か月時点の退院率を新たに目標設定するものでございます。2枚おめくりいただきまして4ページをごらんください。左側、5、障害児支援の提供体制の整備等でございます。障害児福祉計画として内容を拡充する項目でございます、国指針に即しまして、障害児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置や保育所等訪問支援の充実、医療的ニーズへの対応といたしまして重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場の設置。以上3点について目標設定したいと考えております。

資料の右側になります、第5章、障害福祉サービス等の見込み量、活動指標と確保策等でございます。国指針に即しまして、新たな活動指標を追加いたします。(6) 子供子育て支援の追加、(7) 就労支援の指標の追加、(8) 発達障害者等に対する支援の追加等、四角がこみの注釈をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。

2枚おめくりいただきまして6ページでございます。第8章その他自立支援給付及び生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項、こちらは新たに設ける章となります。障害者差別解消法が施行されまして、本県でも障害者差別解消推進条例を施行したところがございます。さらに手話言語障害者コミュニケーション条例を施行するなど障害者への理解促進や生活支援のための環境づくり

を進めているところでございまして、5期計画におきましてはそうした差別解消、コミュニケーション手段の利用促進を始め文化芸術活動支援、事業所における利用者の安全確保などの取組につきまして、新たに章を設けまして記載をすることとしております。

最後になります、本日配布させていただきましたニーズ調査、こちらの説明をさせていただこうと思います。福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査でございます。この調査は障害福祉計画において成果目標としております福祉施設入所者の地域生活への移行を推進するため現在施設に入所している方の地域移行に関するニーズを把握するため行ったものでございまして課題の整理や取組の検討、さらに5期計画における成果目標の設定に際しましての資料とするものでございます。本年3月の施策審議会におきまして、調査実施について説明させていただいたものであり、質問項目につきましても委員各位からいただいたご意見を反映させていただいた経緯がございます。調査期間ですが本年5月9日から6月28日まで県内の障害者支援施設に入所し県内市町村で支給決定を受けている方3,859人を対象といたしまして電子メールにより調査を行いました。回答にあたりましては、対象者が多いこと、重度の方が多く、意思表示が困難な方も多くと考えまして施設職員の方にご本人ご家族の意向を踏まえていただいた上で回答をお願いしたものでございます。調査結果につきましては施設に対して調査依頼を行ったこともあり、回答率100%であります。設問によっては未回答の方がおみえです。平均年齢は51.6才、障害支援区分5と6の方の割合が81.5%、障害種別につきましては知的障害の方が2,042人と最も多く、次いで身体障害の方となっております。本日お配りしましたのは速報版でございますので、一部分のみとなっておりますのでご了承ください。問の10、ご本人に対する質問とありますが「これからどこで生活したいと思えますか」との質問に6割の方が「今いる施設で生活していきたい」と回答され「違うところで生活したい」と回答された方は2割となっております。右側ですがこちらは施設職員による回答でございまして、問14、地域生活への移行に関するご家族の意向については施設での生活を希望が67%、地域で安心安全な暮らしができるのであれば地域での生活を希望するが3%未回答が25%でした。問17「現在の地域における障害福祉サービスの利用により地域生活へ移行することが可能と考えられますか」との質問には困難が13%となっております。問18です。困難とする理由につきまして現在の地域における環境では現実的には厳しいが78%、ご家族の強い意向が53%、問19です。現在の地域における環境では厳しいと回答した方に「どういったサービスや支援が充実すれば移行が可能となる見込みがあるとおもえますか」と質問したところ、24時間ケアが行える体制の整備77%、ご本人のことを理解し継続的にかかわる人材の確保が55%、グループホームこれは身体介護、夜間支援有のグループホームですが、その充実が53%、問20「地域生活の意向に向けて特に調整を要する事項（課題）」につきましてはご家族の理解と協力が57%、本人が地域生活に向けた意思を持つことが39%、入所施設における地域生活移行を推進する意識の醸成・支援の充実が32%などとなっております。調査結果の分析には今しばらく時間をいただく必要がございまして、9月21日開催の第2回ワーキンググループには提出させていただく予定です。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

## 高橋座長

ありがとうございました。これから具体的に、皆様にご意見を色々うかがっていただきたいと思うのが、それに先立ちましてまず、資料1、最初にあります、今後の進め方など計画の中身以外で何かご意見ご質問がありませんでしょうか。

計画作成の主旨、計画の基本的な考え方等々、骨子案の概要等々、よろしいですかね、それでは皆様、ご意見ご質問がないようですので、この点についてはご了解いただいたということで具体的な検討に入りたいと思います。

まず第1章から順番にお伺いしていきたいなと思います。量が多いものですから、章ごとに区切ってご意見をお伺いしていきます。まず、第1章から第3章までご意見ご質問をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### **岡田構成員**

基本的なことなのですが1ページの第3章、現状の障害者の状況の中で、精神障害のある人たちの中には、発達障害を含むという記載はないのですが、これは、含むという理解でよろしいでしょうか。

#### **障害福祉課 加藤補佐**

発達障害を含むとしております。

#### **高橋座長**

よろしいですか。括弧書き等で記載してもらった方が良いですか。

#### **岡田構成員**

では、明記していただくようお願いします。

#### **障害福祉課 加藤主幹**

はい。しっかりと記載させていただきます。

#### **河口構成員**

追加で難病の方も当然ながらそういう明記されるということでしょうか。

#### **障害福祉課 加藤主幹**

はい。難病の方についても、しっかりと記載させていただきます。

#### **水野構成員**

聴覚に障害がありますので手話通訳を通じて伝えます。よろしく申し上げます。

お聞きしたいことがあります。第2章の中の2番目、計画の基本的な考え方のところですが、括弧書きがあります。⑥について新規と付けてあります。その中にちょっと言葉として、私が理解できないものがあるのですが、障害児本人の最善の利益を考慮しながら障害児の健やかな育成を支援しますとあります。最善の利益を考慮しながらという、その最善というところにひっかかりますので、そちらのところを教えてください。

#### **高橋座長**

どのようにひっかかりますか。質問の趣旨ももう少し申し上げます。

## 水野構成員

最善の利益というところのその最善の利益って何なんだろうというところをもう少し詳しく教えてください。

## 障害福祉課 加藤主幹

高橋座長の方からもご指摘がありましたように障害者基本法を受けて、また、国の基本指針で新たに追加された記載をそのままもってきております。もしひっかかるということでありましたら、また皆様のご意見を聴いて、適切な表現に改めてまいりたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

## 水野構成員

国の指針に記載されたものを持ってこられたということなのですけども、例えばどういう意味なのか、その言葉自体の意味を教えてくださいませんか。最善の利益というこの言葉の意味を教えてください。

## 障害福祉課 加藤主幹

国の方に一度確認をさせていただいて、次回以降報告をさせていただきたいと思います。

## 高橋座長

障害のある子どもとして、権利をいかに保証するのかということだろうと思うのですが、そのところをもう一回基本的なところを確認していただいて、そして、次回の時に、お答えいただければと思いますのでよろしくお願いします。

## 辻構成員

まず、計画策定の主旨というでも基本的な考え方も構わないのですが、やはり、障害者権利条約が批准されたというところでは国際的な動向も踏まえて障害者の地域生活の重要性っていうのですか、これを世界的な流れということをも記していただければいいかなと思います。特に、権利条約の第19条では、自立した地域生活という項目がありますので、全ての障害がある人が地域社会で生活できるように国が国との約束であります条約で、そういった文言があることを入れたらどうかと思いました。以上です。

## 高橋座長

障害者権利条約を受けて障害者基本法が改正になって、地域における共生というのが明文化されて、それを実現するための施策が障害者基本法に盛り込まれたと、というようなところの流れを書けばよろしいですかね。じゃあそういうことでよろしく願いいたします。他に、いかがでしょうか。

## 河口構成員

第2章で理念を掲げるっていうことでしたら、この中にやはり障害問題も含める、もちろんそうなのですけども、今ジェンダーとか、人種っていうことでもありますので、そういった部分での記載も含



めていただくと、例えば障害女性がより大変な状況に陥っているとか、今日本出身ではない方も日本で生活されているっていうところもありまして、理念がここに入る、ちょっと章立ての理解を十分していませんけれども、理念を入れるっていうことでしたらそちらもぜひ入れていただきたいと思います。

### **障害福祉課 加藤主幹**

本県の障害者計画であります、あいち健康福祉ビジョン2020について検討しました、2年前のワーキンググループの方でも、同様の指摘を河口構成員から確か受けておりまして、ビジョンの方には若干ではございますが、そういったところも盛り込んでおります。そちらの方も確認をしながら、検討したいと考えております。よろしくお願いたします。

### **河口構成員**

性別に配慮するというような書き方だと、逆に性別役割を固定しかねない場合もありますので、性別というのではなくジェンダーによる平等というような書き方をしていただいた方がいいかと思ます。今後とも検討をお願いしたいと思います。

### **障害福祉課 加藤主幹**

今後検討していく際に、河口構成員の方からしっかり教えていただきながら考えていきたいと思ますので、よろしくお願いたします。

### **高橋座長**

今回これに記載するかどうかは別として非常に大きな問題ですので、ですからぜひ今後とりあげていきたいと思ます。よろしいですか。

### **古家構成員**

今この話をずっと聞いている中で、教育に対してもインクルージョン教育だとか、そういう形で障害を持った方も一般の学校の中で教育を受けたっていう話が出てはいる中で、なかなかうまくいってないところもあるような気がします。今回、施設から地域社会へ移行するっていう動きであっても、施設に入っている人の希望をとってみると、半数以上の方が出たくない、やっぱり地域生活は不安だといっているような形になると、理念ばかり掲げても、どういう風にまわしていったらいいもののかなと、それを考えていくんだと言われればそうなのですが、考え深いものがあるかなって思っています。それと障害児とか発達障害っていう部分で見ると、このあと出てくる取組の中の1つでもあったのですが、豊田にできた発達センターのようなものを拡充するっていうのもあったんですが、これ、児童っていうのは18歳までなのですかね。そうすると18歳を超えた方っていうのが上手に一般の社会地域の方に入っていけるのかなと。発達障害の方ってやっぱり慣れた人じゃないとなかなか難しいところがあるかなと思するので、18歳を超えたら今度は向こうへ行けよとかそんな形だと難しいのかなと。だからその辺もうまく流れて行けるように取り組んでいけたらというように考えていけないのかなと悶々と考えています。自分の気持ちをお話させていただきました。

## **障害福祉課 加藤主幹**

古家構成員から貴重な意見をいただきましてありがとうございます。ぜひそういったご意見を沢山いただきながら、皆様と一緒にこの計画を作ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

## **高橋座長**

選ばれたメンバーによる検討ですので、皆様よろしく願いいたします。

## **牧野構成員**

実は育成会といいますと知的障害が主な会員としておりますけれども、生まれて間もなく障害児であるということを見出すための各市町での障害者を取り巻く環境は以前に比べると非常によくなりました。その点では非常にありがたいと思っています。それとあと学童の方になった段階で以前は、学校は学校であると、単にそう割り切っていて障害者としての判定も親の判断、子の判断というのが非常に難しかったんですけども、この頃そういう点でも生まれてから出来るだけ早いうちに親の方も認識するっていう時代に入ってきましたので学生になってからもある意味では相当にうまくいっています。ところが残念なことに、今古家構成員から言われたように卒業してからの段階、作業施設の方に管理されると思うのですが、そこに来ると今までの教育っていうのがほぼ消えてしまうんですね。それで私個人の環境なんですけど、県の育成会も入ってますもんで、自分のことも、それから県の方へ入ってから本人部会っていうのがありますので、そこへ行かせまして、年に一回しか活動はないんですけども、やってきましたら本人から意見を発するっていうことが3年4年たったらぼつぼつ出てきたんです。そういう意味合いで、長い目でみますと、こういうものもある意味で、県の方の施策の中に含んでもらいたいなど、そう思って今述べたわけです。そういうこともありまして、そういうところで繋いでもらおうとね、ある程度障害者でも30歳でも40歳でも50歳で伸びてくると。それを皆さん改めて再認識していただいてここに活かしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

## **高橋座長**

ありがとうございました。何か今のご意見についてコメントありますか。

## **障害福祉課 加藤補佐**

貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

## **高橋座長**

他にいかがでしょうか。

## **川崎構成員**

私から2つほど、お願いします。計画の基本理念の中で地域共生社会の実現の中で、最近、厚生労働省が「我が事丸ごと」ということで凄く横断的にいろんなものを取り入れて、地域共生社会を進めていこうというのが盛んに聞かれるんですけども、そういったことがこの計画に反映しなくてもいいのかなというのが一つ。もう1つはですね地域生活支援拠点というのがあるんですけども、そちらの方に

についても、この計画の中で触れなくてもいいのかというのが2つの質問ですが、よろしくお願ひします。

### 高橋座長

地域包括支援との関係だと思ひます。よろしくお願ひします。

### 障害福祉課 加藤補佐

我が事丸ごと、国が進めている考え方でございますけども、障害福祉計画の中にどのように盛り込めるかを検討中ではございますが、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと思ひます。

もう1点、地域生活支援拠点についてのお尋ねでございますが、この後出てまいります成果目標の中にも、地域生活支援拠点の整備につきましては出てまいりますので、そちらで対応させていただきたいと思ひます。

### 高橋座長

よろしいですかね。色々非常に積極的なご意見をいただきましてありがとうございます。

いただいたご意見を踏まえてこれからまた具体的な検討をしていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは続きまして、第4章について、ご意見を伺いたいと思ひます。その中で、特に第4章の1、地域生活への移行、なかなかこれが進まない。その点について、本会議の重要な課題ですので、ぜひ様々なお立場からご意見をいただいて、第5期の計画に反映していきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。いかがでしょうか。

### 岡田構成員

今日のニーズ調査の報告を見せていただいたのですが、やはり平均年齢が51.6歳であり、その親となると70～80歳の年齢になってきていると思ひます。その人たちが入所施設で安定してやっと思らせるようになって親も落ち着いてきてこれでいいのかと思ひているときに、じゃあ施設を出て地域生活をするってということについてのイメージが本人及び親にもまだないと思ひます。

ぜひ、前にも言ったと思うのですけれども、体験などを繰り返して、まず親が安心しないと子供に、じゃあ地域生活をグループホームで夜間の見守り支援があるのかと、アンケートにも出てきておりますけれども、そこで得られる可能性が高いとなるとやっぱり親も少しは冒険を試みようかとなりまして、なかなかそこが難しいのではないかなと思ひます。

私のことを申し上げたらいけないのですけれども、我が子は本当に重い自閉症なのですけど、私自身本当にグループホームでは生活できないのじゃないかと以前は思っておりましたが、今は3年ぐらい前からグループホームで生活をして本人なりの落ち着き、色々ありますけども落ち着いて生活できるようになってまいりました。それはやはりショートステイを何回も繰り返して、本人もこれなら、この人となら、この同じホームに住む人となら、ということで納得し、グループホームの生活を今は充実して送らせていただいております。私の経験を言っはいけないのですけどもやはり親も本人も落ち着いて生活していくにはショートステイを何回も繰り返して経験して本人に実感していただく、親も、これなら親がいなくなった後も本人が安心して暮らしていけるのではないかっていう確信を持ってない

となかなか人数は増えていかないのではないかと思います。すいません、親の立場からで。以上です。

### 高橋座長

というようなご意見をぜひ伺いたい。具体化するための問題点、具体化するための方策について、ぜひ皆様の知恵を集めて実現したいと思います。どうぞ。

### 永田構成員

意見というよりも確認なのですが、進捗率が8.6%と10%未満ということで、かなり低いように思います。今回アンケートもとってはいるのですけれども、県の方で進めていくにあたってこういうことは難しかったという、県の方としての何か手ごたえというか、こういうことをしたのだけどここが難しかったというか、振り返りみたいなものは地域生活移行についてはございますでしょうか。もしあればそれもお聞きできたらなと思っておりますけども。

### 高橋座長

今に関して何かありますか。それでは、もう1つご意見ご質問をいただいて、それで県の方に答えてもらいたいと思います。

### 牧野構成員

実は今法人の方の代表をやっています、その中でグループホームも全部で4、5件運営しています。その中で、一番運営上で問題があるのは、土日に関して、中には行き先がないという方もおられるということです。親が高齢でいなくなったり、遠隔地に住んでいるから帰れないとか、そういう人もいるわけです。そういう人はじゃあどうするかというと基本的には土曜日日曜日の間に合わせの対策を色々市の方に相談をかけて、協力してもらいながら施設としても土曜日日曜日休日出勤して運営を賄っている。そういう現実があります。グループホームといっても、やっぱり重症者もいます。重症者ですと、土日に関しては、家庭に帰っても誰か介助する人がいないと帰れないという問題もあります。ですから、そういう問題点を解決していければ、このグループホーム普及率もまた上がってくると思います。今までのもう1つ大きな点は、春日井にコロニーという大きな施設があると。そちらの方で入所している方が沢山いまして、それが地域に帰ってきたときどうしようかということで、私住んでる碧南でも、碧南の市長と、じゃあ入所施設を作ろうかと話してきたのですが、入所施設はできなくてグループホームしかできませんでした。グループホームと簡単に行っても、身体に問題の無い人はだいぶ通院したりとか自宅に帰ったりとか、そういうことができるのですが、そうでない人はなかなか大変であることも現実的にありますので、その点を1つ皆様にも理解してもらいたいと思います。それともう1つ、この中に、身体とか精神とか知的とかっていう詳細がありますが、どういう人がここに残っているかっていうことをやっぱり分析すれば、問題点が上がってきて、先ほど申し上げたとおりその問題点に対策がとれるのではないかと考えています。

### 高橋座長

永田構成員からは移行が進まない理由はどのようなことだと県は認識しているのかというご質問かなと思います。牧野構成員からは土曜日日曜日の過ごし方が課題の1つだというご指摘と、今度の調

査の最終報告には施設に残っている人の分析を踏まえて報告をしてもらいたいということだと思えますけれども、事務局の方がいかがでしょうか。

### **障害福祉課 加藤主幹**

まず、永田構成員からのご質問でございますけれども、第4期の計画の進捗状況につきまして今月27日に開催を予定しております第1回の障害者施策審議会の方でまたしっかり説明をさせていただく予定でございますが、第4期障害福祉計画では25年度末から29年度末4年間の地域生活移行者数の目標を国の基本指針に即しまして1,117人と設定をしております。この数というのはベースとなる施設入所者の方が約4,000人でございますので、4分の1以上の方を計画値として設定をしております。一方、愛知県におけるこれまでの地域生活移行者数の実績ですけれども、障害福祉計画の起点が平成17年10月1日の施設入所者の方をベースとして第1期計画からスタートしまして平成18年度の当初から27年度末までの10年間の累計では615の方が地域生活へ移行をしていただいております。また、近年減少傾向にありまして、26年度42人、27年度が28人ということで、今年度28年度の実績が26人と、過去最少となっております。大変進捗率も低く、この理由でございますけれども、全国的な傾向でいいますと、先ほどからもでておりますように施設に入所されている方の障害支援区分、重度にあたる6の方、5の方の割合が約8割以上、あわせて入所者ご自身の平均年齢も50歳以上であるということに加え、先ほど岡田構成員からも出ました、家族の高齢化ということもございます。そういったことで地域での生活が困難な方の割合が高いことが理由として考えられます。先ほど岡田構成員からも本音のところでお話いただきましたが、こういった高齢の方、障害の重い方でも、やはり地域で安心して生活できるように障害の重度化、高齢化で困難だと考えてしまうのではなくて、障害者基本法第3条の個人のご希望に沿った場所で生活をするということもありますので、そういった基本に立ち返って、どうしたら地域で生活いただけるのかをこのワーキンググループ、あと施策審議会の方でもご意見を聞いて、今後も検討を進めていきたいと考えておりますので、本当に皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

あと、牧野構成員からのご意見でございますけれども、土日の過ごし方ということで、愛知県もグループホームの土日の世話人の配置に係る単独の補助金を従前からやっているところではございますが、今回そういったニーズ調査の状況もしっかり見まして改めて検討したいと考えているのと、調査の最終報告につきましては施設にいらっしゃる方の状況も分かるよう記載していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### **高橋座長**

ありがとうございました。あとはいかがでしょうか。

### **河口構成員**

福祉施設への入所者の地域移行の経緯なのですが、入所している方が高齢化していることも1つあると思うのですが、本当に今入所者がその施設で安心して暮らせるかっていうこと、これからは医療的ケアを施設で受けられるかっていう問題も大きいと感じています。というのは、この3月に入所施設の聞き取り調査をさせていただいたのですが、その時に非常にそう感じました。あと実際のところ新規に沢山入所をされている方がいらっしゃいます。それも高卒、高校卒業して

すぐに施設に入らざるを得ない人たちがいらっしゃるということが一方で見えてきました。その人たちの多くは児童の時から障害児の施設に入っていて年齢制限で成人の施設に移ってきている。で、そのまま施設にいらっしゃるというのは、とても19条ですね、どんなに重い人でも地域で暮らせますよって謳っているのは真逆のことが実際には続いているってことがあります。今回から障害児福祉計画も一体的に計画を立てられるってことです。ここをやっぱり次の計画にはしっかり入れていただいて、若いまだ将来のある若い入所の方が地域で暮らせるような仕組みってのを少し取り組みをしていただきたいと思います。愛知県ではないのですが、今月号のノーマライゼーションの7月号に重度知的障害者と地域生活支援ということで、私の知り合いの人で岡部さんの息子さんが重度知的障害者で、東京なんですけれども、地域で暮らしていますという実例が載っています。モデルはあるわけですので、そういったことを愛知県でもそういう例が積み重なっていけばこういう人でも地域で暮らせるのだからって思えば親御さんもうちの子供もって思っただけだと思いますので、ぜひそういった事例ですね、愛知県でも障害児福祉計画と一体的にってことです。取り組んでいただきたいと思います。調査でも明らかにでていることですが、見守りが行える体制の整備で76.6%ですね、あと本人のことを理解している人がそばにいる54.6%それがあればどんな重度の人でも地域で実際には暮らせる。施設を訪問して施設の方の話をお伺いしたのですが、この人が本当に地域で暮らせないっておっしゃる方はいらっしゃらなかったのです。ですが、結局この人に必要な分のサービスですね、介助者、見守りが地域に行ったときにはサービスがない。それがやっぱり難しい。地域に移れない大きな理由だということ。施設の方もこの人が地域で暮らせないと仰ってなかったって言うか、それでやっぱり理想としては地域で暮らせた方が良いておっしゃっていたからですね。ということがありました。以上です。

## 高橋座長

要するに、悪いは何なのか。そしてそれについての方策は現状がどうなっているのか。そして新たな追加的な対策をする必要があるのかどうかということですね、もう少し詰めて具体的に検討しようということだと思いますので、そこのところをお願いしたいと思います。それと今もご質問ありましたが、結局若い人が次々児童施設から成人施設へ移っているのではないかと。その人たちも将来の長期の施設入所者になっていくと。そういうところの実態も踏まえる必要があるのではないかと。ことでしたので、その辺のデータも次回までに出していただくといいかなと思います。児童で地域に帰れる人がどれくらい居そうか。そしてそのまま成人施設に移行していく人がどれくらい居そうか。そういったところを、座長としてお願いと思います。他にありませんでしょうか。

## 辻構成員

私も施設に入所した経験があって、その時施設から出たいとは、あまり思わなかったです。ですから、問11、今いる施設が安心だからという理由でした。でもやっぱり外に出たいなという思いは持っていました。じゃあその時にどうやって施設から出たかっていうとやはり自分と同じくらいの障害の方が地域で実際に生活されている。その方の話を聞いたりとか、その人の家を訪問したりだとか、そうすることで自分に置き換えたら、もしかしたら自分もできるのかもしれないなって思ったのがきっかけだったんですね。先ほど岡田委員がおっしゃったみたいに、やっぱり施設を出て地域で住むっていうのはものすごく怖い。ただそれでも体験を何回も何回も積み重ねていく中で自信がついて、そして

じゃあ外に出てみようかってなっていくと思います。今たぶん入所されている方っていうのは、例えば入所されていると、ショートステイ等は使えないと思います。この前入所されている方から相談があったのですが、問18の人と同じ感じで、ご本人さんは外出てみたいかなと思いがあったのですが、その70歳後半の母親ですけれども、外で失敗したらもう施設に戻ってこれないのよ。やっとあなたを施設に入れたのに戻ることはできないのよ。その時にどうするのというお話がありました。やはり体験する場を沢山作ることによって本人として、そしてその家族も安心して地域で住めるというのは必要だと思いました。私の提案ですけれども、そういう施設入所の方が体験する場というのを県として主導していただきたいなと思います。それと、実際に地域生活をしている重度の障害者の方たちが入所施設に訪問に行くだとか、そういう手立てがあればいいのかなと思いました。ですから、重度の障害者の方を県の方で雇用していただいて、その方に各入所施設に行ってもらおう。そうすると障害者雇用も広がりますし、障害のある方が実際にそこの施設に行けばご本人さんもそうだし、家族の方、施設職員の方も、こうやって地域生活って可能なのだとイメージが具体化するのではないかなと思いました。以上です。

### **高橋座長**

今までは数値掲げて旗を振れば地域移行は進むと、随分楽観的に考えてきました。その結果は惨憺たる状況で、これからは、実際はどうなっているのか、どうすればいいのかっていうことを考えていけないといけない状況に追い込まれていると思います。どこで誰とどのように暮らすかは障害のある人固有の権利であるということが大前提なわけですから、それを踏まえて、実効性のあるものにしていけないといけない。そういう点で、辻構成員から具体的なご自分の体験も踏まえて有益なご指摘をいただいたかなと思いました。それらを踏まえて、これからこの計画の中に盛り込んで実施に向けて、取り組んでいけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。なにか、この件に対して事務局からコメントはありますか。

### **障害福祉課 加藤主幹**

辻構成員からのご提言ありがとうございます。第4期計画では、国の基本指針に沿って数値目標を掲げてやってきましたが、地域生活の移行については本当に進んでいないという状況がございます。これは全国的な傾向でもあるのですが、ぜひ皆様に本音のところでご意見を伺って、数値目標にこだわることなく、本当に地域で生活されたい方が安心して暮らしていただけるように、どうすれば良いのかということ、そういった仕組みや取組について、ぜひ皆様と協議して考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

### **高橋座長**

他にいかがでしょうか。

### **加賀構成員**

アンケートを見ておりますと、身体障害者の方云々より、知的障害の方々のアンケートのような感じが私はしているのですが、やはり安心して暮らせるって言いますけれども、じゃあどこが安心するんだ。どうしたら安心して暮らせるのか。安心って字で書いても中身が見えないことがあるんですよね。

だから今、辻構成員が言いましたけども重度障害の方々に対して本当に、我々の障害者団体にも重度の方がいますけども、役所にも行けないことがあったりするので、そういう面には訪問的なサービスをしていただければ一番ありがたいなと思うし、それからグループホームについて、小さなところができるのですけども、行政が大きいそういう施設を作ってくれれば、育成会の方がお見えになるので、僕がいうことでもないと思いますけども、育成会の子供たちは年金しょってそういうところに行くんですよね。親たちは歳をとっていますので、子供のためには本当に年金しょってそういうところに入れるような行政が作ってくれる、死ぬまでいれる施設を作ってくれれば、一番安心して最後まで気楽に暮らせるんじゃないかと私たちは思っています。だから我々身体障害者の役をしておりますけども、重度の方が沢山お見えになりますので、訪問のサービスの充実っていうのはありますが、本当に知的障害の子たちに対する支援をもっともっと充実してあげたいなとは私思っています。だから地元でも身体障害者の方より、知的障害者の方に力を入れておまして、ちょっと怒られちゃうかも分かりませんが、愛身連といたしまして、本当に色々な障害をお持ちの方がいるものですから、こういう会議に出ますと、その部門、部門の障害を持った方々が、私たちはこう思うんだ、私はこう思う、僕はこう思うというのをどんどん出していただけるものですから、本当のことはその本人、その障害をもった本人の言葉しかわかりません。私たちは足のことは分かりますが、重度のことやなんかはわかりません。ですから、そういう方々、今お話をさせていただいて、とにかく行政がもう少し力を入れてそういう施設を作っていただければ本当にありがたいなと思っております。本当に安心という字をもう少し中身が分かるような安心にさせていただきたいと思えます。でも、グループホームを作りますと、地域の方々はかなり反対するんですよね。町場にそういう施設がほしいのですけども、町場に作るとその地域の人たちがなんか変なの来たんじゃないのとか反対されまして、なかなか思うようにいきません。どうしても町場にできませんので、山奥に作ってみたりしますと、やはり自立勉強のために町場へ出てくる、じゃあ車へ乗ってマイクロバスに乗って出てきて町場へ来てサークルKとかローソンとかそういうところへ寄って自立勉強するような形になってしまうんですよね。だから町場へそういうところが作れば自分でそういうところへ行って勉強できて買い物できるんじゃないかと思えますので、ぜひとも町場でそういう施設を作れるようなスタイルを県の方が作っていただけるとありがたいなとは私思っておりますので、よろしくお願ひします。

### 高橋座長

ありがとうございました。今も1つご指摘いただいたかなと思っております。このニーズ調査に対象になった方の障害別の割合からいいますと、知的障害の方と知的・身体障害の方合わせると、2,597人になります。全体の67%程度を占めています。この方たちに対する地域移行をどのように進めていくのかは特に課題かなと思っております。他にいかがでしょうか。どうぞ。

### 川崎構成員

先ほど本音ということでした、ちょっと主観的なことで、私の個人的な考えですけども、このニーズ調査、問10、問11を見まして、今いる施設で生活していきたいに67%、今いる施設が楽しい62%、これは僕嘘だと思えます。嘘というか、本人の考えではないと思えます。本人は、決してこんなようには思っていないと思えます。なぜならば私も入所施設を今経営してやっておりますけども、出そうと思えば全員出せると思えます。どうしてできないのかというと、やっぱり人がいないんですね。



グループホームを9か所運営しておりますが、そのうち2か所が今休眠してます。それは人がいないからです。人がいればほとんどの方が地域に出られるし、地域に出た方がきっと楽しい、安心した生活が送れると私は確信しています。ですから、根本となる人を増やす手立てを考えた方が地域移行につながるのではと考えています。

### 高橋座長

ありがとうございます。いかがですかね。これも大きな課題かなと思うのですが、どうでしょうか。

### 障害福祉課 植羅課長

今、色々なご意見をいただきました。先ほど、河口構成員からは障害児施設から者の施設へそのまま移行というお話をいただき、川崎構成員からはグループホームも人がいないなどと貴重なご意見をいただきました。グループホームについては、サービス報酬について、微々たるものではありませんが、上乘せ、また来年度も報酬の改定に向けて検討をしているかと思うのですが、なかなか福祉関係も色々なサービスがありますが、いずれも一般的な企業に比べると非常に報酬が低いといわれていて、そこに1万円月額上乘せしても本当に焼け石に水のような感じがしています。そうした中で、民間との給与差を全くなくすというのは国の財政状況などを見ると不可能と考えております。そうしたところを、例えばグループホームですと魅力のある職場ということを働く方々に印象付けて、選んでいただくとか、何かそういうところで良いアイデアをいただければ、県としても財政上厳しいところがございますので、他のお金を削って、そちらの方にまわすだとか、効果のある施策を打っていきたいと考えておりますので、ぜひ皆様のお知恵をいただきたいと思っています。

### 川崎構成員

今アイデアということでしたけども、人材育成、人材確保について、1つ参考かどうかわかりませんが、私ども人集めのために広告を出したり、就職フェアにいったり色々するんですけども、なかなか今ないですね。私どもの中央の協会も、なかなか人がいないということでちょっと色々調査をするということで全国を回っているそうです。その中で、ヒントになるかわかりませんが、出たことは、週休3日にしたところはブースに人が沢山集まっているということでした。私もそういう形にできないのかなところで検討中で、参考になるかはわかりませんが、一度検討していただければと思います。

### 高橋座長

ありがとうございます。要するに衆知を集めないと突破できないということなのですが、衆知を集めたものを具体化する場というのが必要だなということも感じます。具体的に、戦略を立ててそれを実行するセンター的なもの、中心になって動かすものがあるなど、一応県としては地域生活移行推進部会というのが自立支援協議会の下にありますけども、そのところがまだちょっと弱いなという気がしますので、計画を実施するための組織っていうのも考えないといけない。今聞きながら思っていました。よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

## 徳田構成員

精神障害に対応した包括ケアシステムの構築という新しい新規の計画が示されています。先程の論議の関係の中でも思ったのですが、まずは協議の場を設置するという話になっていますね。これは圏域ごとでもそうだし、市町村ごとでもそうだとことなのですが、その文章の中で、保健、医療、福祉関係者による協議を設置するとなっています。関係者で色々これから社会事業づくりとか進めるというのは良いのだけでも、サービス提供者側なのか、サービス利用者側なのか、この問題ってとても大きいと思うのですね、私自身は家族会ですので、医療とか福祉サービスを利用するユーザーという立場です。で、ユーザーの立場を重視しろと、もっともっと大切にしようというのが時代の流れ、権利条約を批准した今の日本におかれている課題だと思っています。国の指針でもそうですが、関係者による協議ってということで、結局、施設運営者とか、支援者とかサービスを提供する人たちの場で、こういうものを作っていくという。これは市町でも感じているし、県の方の行政の取組でも感じるのですが、確かに、サービス提供する人たちがどういうサービスするかとってそういう人たちをお願いしたり委託したりというのは分かるのですが、こういう協議の場が本当に実効的に生きる場になるためには、当事者と家族の参画が必要ではないかと思っています。最近、色々なことを勉強すればするほど、利益相関関係になった歴史も知ったりして、非常に複雑な思いもしているのですが、家族が実はその当事者の権利を逆に損なう側に、ということも歴史を見るとあったようなそんな複雑な思いをしています。ですが、これからの時代はやっぱり家族も当事者を抱えて苦労していて、それを施設とか病院じゃなくて地域で社会の中で生きていけるというそういう場を作っていくということで考えるならば、言葉の問題になるのですけども、ぼんやりした関係者による協議じゃなくて、明確に当事者とか家族というのを入らせていただきたい。これが要望であります。だから、先ほどのアンケートも施設職員がアンケートを聞くのと、先回の障害者施策審議会にもどなたかが言われていたように、ピアの人、当事者の人たちが自分たちの苦労を地域で生活している苦労の話もして、どうなのだろうってアンケートをとるのとでは、やっぱり違ってくると思うのですね。そういう意味ではちょっと信憑性、これを丸ごと受け取るわけにはいかないのではないかと、川崎構成員と同じような感想を持ちました、以上です。

## 高橋座長

関係者について、事務局では、どのようにお考えでしょうか。

## 障害福祉課こころの健康推進室 鈴木室長

徳田構成員からのご質問における関係者ということについて、当事者、あるいは家族ということをも明記するというご意見をいただきました。ありがとうございます。この点につきましては、当然、ユーザーである当事者及びご家族のご意見を踏まえながら、進めていく必要があると思います。

## 高橋座長

ありがとうございます。地域移行、そして、少し地域包括ケアシステムのご意見をいただきましたが、児童の方などはいかがでしょうか。それから就労の話。就労は見ていただくと愛知県は割と全国に誇れるところなのかなと思っていますが、どうでしょうか。

## 徳田構成員

3 ページ、地域生活支援拠点についてですが、これは第4期計画で各圏域または各市町村に1つという目標に対して、28年度実績で名古屋市と豊橋市で2か所できたと書かれています。私の心配は、この名古屋市と豊橋市の拠点が、いわゆる3障害に対応した、精神障害にも対応した拠点になっているのかどうかというのがとても心配です。具体的な事業者ですとか、精神障害者の相談機能、居場所機能を持った拠点になっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

## 高橋座長

いかがですか。

## 障害福祉課 伊藤補佐

名古屋市と豊橋市の拠点についてですが、名古屋市の南区は、去年できたところで、事業者がグループホームとショートステイをやって見えるようなところで、面的な整備がなされております。で、3障害については対応しているとお聞きしております。病院との関係についてはこれから個別に対応していくと聞いております。中村区にも、29年にはできているのですが、こちらは職員が足りずに開所ができないと聞いています。

また、豊橋市は、豊橋総合相談支援センター、こちら相談業務が主になっていまして、相談支援事業所を中心としまして、複数の関係機関が連携するというような形で、地域生活支援を担う、先ほど申し上げた面的整備の形で担うという形をとりまして、こちらも3障害に対応していると聞いています。

## 高橋座長

ありがとうございました。他に。

## 岡田構成員

障害児支援の提供体制の整備等のところで、児童発達支援センターが各市町村に1か設置されるということで期待も大きくなってきているのですが、その下の方の参考の関係事業所の指定状況を見させていただくと、海部とか同じようなところが未設置というようなところで、県内どこに住んでも同じようなサービスを受けられるようになるというのが本当だと思うんですが、そこに関しては県の方では未設置のところに、どのような考えをお持ちなのか、ご指導とかがあるのかをお聞きしたい。

## 高橋座長

非常にわかりやすい実態になっていますね。問題地域がはっきりしているわけですが、その辺のところについて、具体的にいかがでしょうか。

## 障害福祉課 加藤主幹

今回、第5期計画の中で新たに児童発達支援センターの項目ができて、各市町村においても障害福祉計画、障害児福祉計画の策定をしまいきますので、具体的に設定されるということになってまいります。そういったことに関しては、県の方からも、圏域単位に地域アドバイザーを設置しておりますし、圏域で招集する会議もごございますので、県としてもしっかり設置が進むよう働きかけてまい

りたいと考えております。

### 高橋座長

私が言うのも変ですけども、ここで問題になっているのは子供の発達支援と保護者の子育て支援をやる機能が弱いということではないと思います。問題は、地域の関係機関を支援する機能が弱いということだと思います。具体的に言いますと、保育所等訪問支援が非常にまだ未整備だということ。そのところを強化するためには、その機能を義務付けられている児童発達支援センターの設置が必要であるという展開だと思うのです。ところが児童発達支援センターでなくても実は法上は、保育所等訪問支援は法人格をもっていればできることとなっています。ですから、少し現状を踏まえて、どのように突破すればいいのか、具体的に実行するためにはどこが動けばいいのか。ということをも分県の方で考えていただければいいのかなと思いました。ちょっと捕捉させていただきました。

### 岡田構成員

ありがとうございました。あわせて、放課後デイサービスが数が多くなっていてところに色々問題がありますが、やはり教育と児童の福祉計画を作るときに教育と切っても話せないというところがありますので、教育といかにこまめにやっていけるかっていうところを配慮していただけるとありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

### 高橋座長

その辺はいかがですか、教育のところ。これは障害者計画ではなく障害福祉計画ではありますが。

### 障害福祉課 加藤主幹

教育との連携は欠かせないものでございまして、地域でも障害者自立支援協議会、市町村レベルでの教育委員会がそちらの方に参画するというところで、愛知・つながりプランの中にも明記されています。そういったことで市町村レベルでもつながりができていると思っておりますし、当然県の方でも教育委員会との連携につきましては、年々濃密にやってきておりますので、今回の第5期計画の策定にあたりまして、特別支援教育課を始め教育委員会と力を合わせて策定を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

### 高橋座長

ありがとうございました。それでは、まだご意見があるかもしれませんが、第5章に移らせていただきたいと思います。

第5章について、ご意見やご質問はいかがでしょうか。

### 岡田構成員

8の発達障害者等に関する支援を新規で書いていただいて、とてもありがたいのですが、3の発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数っていうのがありますが、今まで愛知県では発達障害者支援指導者の養成に力を入れていただきまして、200人以上の発達障害支援指導者が養成されているのですが、この地域支援マネージャーの立場と、関係機関への助言件数っていうのはど

うということか教えていただきたいのですが、どうでしょうか。

## 高橋座長

いかがでしょうか。

## 障害福祉課 加藤主幹

愛知県では発達障害者支援のところでは従前から発達障害支援指導者を養成しており、各市町村に複数の方が現在育ってきていて、地域でも支援の中心となってやっけていただいております。今回基本指針の中で出てまいりました、発達障害者地域支援マネージャーの関わりですけども、具体的に今後検討ということになるんですが、愛知県の財産として支援指導者がいらっしゃるんです、当然そういう方々が中心となって地域支援マネージャーという役割を担っていただくことになるのかなと考えているところです。

## 高橋座長

これからですね。他にいかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、6章から9章についてですけども。特に第8章をご覧いただきたいんですけども、第8章は第5期計画からの新規のことになります。先程の第4章の議論との関係でいいますと、誰とどこでの様に暮らすかは本人固有の権利であると、すなわち私たちの役割はご本人の自己実現の支援であるということになりますね。そうした時には、本人の意思決定支援をどうするのか。非常に根本的な重要な問題で、私たちの役割もそこに帰するわけです。ご家族も支援者ということになりますね。そういう中で新たにそれを進めるための意思決定の支援というものが設けられれば、そして愛知県では取り組んできた手話言語・障害者コミュニケーション条例による取組等があります。それから、昨年度は全国の障害者の芸術文化についての大会を愛知県が主催して、盛大なうちに終えたんですけども、いかがでしょうか。ご意見等があればお伺いしたいと思います。

## 岡田構成員

2つありまして、6章の4、人材育成その他における、4、身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業についてですが、実は、私たちはペアレントメンターという事業を県の方から委託していただいでやらせていただいております。知的障害者や身体障害者の相談員活動強化事業っていうことになって、ペアレントメンターも色々研修したり、事例研究をさせていただいているんですが、県がこのペアレントメンターの事業について今後どのように考えておられるのか分かりましたら教えていただきたいのと、8章の成年後見制度の活用等権利擁護の推進っていうところで、成年後見を厚生労働省の方が強化すると聞いているのですが、それについて愛知県はどのように成年後見制度の活用等権利擁護の推進を進めていくのか教えていただければと思います。

## 高橋座長

どうでしょうか。ペアレントメンター事業についての考え方と成年後見についての考え方。

## 障害福祉課 加藤主幹

ペアレントメンター事業につきましては、自閉症協会・つぼみの会さんと県の方で一緒に取り組んできたと考えております。今回第7章の4、人材育成のところですが、こちらは県の生活支援事業の実施に関する事業ということで、地域生活支援事業というのが国の方でメニューが決まっております、その中の取組を記載しております。ペアレントメンターは現状入っておりませんが、確認しまして、盛り込めるようでしたら盛り込んでまいりたいと考えております。

あと、権利擁護の方につきましても、詳細が分かっておりませんので、まだ骨子の段階ではこの表現に留めておりますが、県としてしっかりやっていく必要があると考えておりますので、そういったものに関してはしっかりと盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

## 高橋座長

成年後見もこれから私たちが取り組まないといけない大きな課題ですので、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

## 徳田構成員

時間が迫っているので手短かに言います。第7章の広域的な支援事業、2番目の精神障害者地域生活支援広域調整等事業で1～4があります。第4期計画と変わってきているので、考え方が変わってきているのかお聞きしたいのですが、2番目のピアサポートについて、ピアサポーターという言葉が従事者数となっていて、従事者というのは病院でピアサポートとして雇われた人とか、事業所でピアサポーターとして雇った人とか、そういった意味で使われているのか、ここの考え方がどう変わったのかが知りたいです。

それから3番目のアウトリーチチームについて、第4期計画から2チーム設置することとされていて今年第4期の最後の年です。できそうなのか、あるいはどこでどう今計画されているのか進捗状況と、できなければ第5期に引き継がれていくのかということを確認したいと思います。地域生活、障害を持った人が安心して地域で暮らすためには、特に精神障害者は医療と福祉のアウトリーチ支援はとても大事なので、ぜひ愛知県でこれを増やしていただきたいと私もは思っているのですが、2チームの目標があって、1つは県の精神医療センターのアウトリーチチームが出来た。もう1つは中々進まないのはどういうことなのか。出来ない場合の原因を明らかにしながら対策をとるということで、ご回答をお願いしたいと思います。

## 障害福祉課こころの健康推進室 古橋補佐

1つ目のピアサポートの従事者ですが、第4期計画ではピアサポーターという言葉で表現をさせていただいておりました。ピアサポートの意味は皆様の承知のとおり同じ悩みだとか経験をされた仲間のことですので、そういった意味ではご指摘のとおり当事者の会とか家族会で当事者や家族の方を支えるという意味で、広義の意味では、ピアサポーターになると考えております。ただ国の方が示しております地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、これの中では明確なピアサポート従事者の定義は示されておられません。今後その従事者の見込み数を示していくことになるわけですが、そういった方をピアサポーター、ピアサポート従事者として計上していくかについては皆様方のご意見をいただきながらまた考えていきたいと考えております。ただ県としましては、今後ピアサポーターの養

成研修に取り組んでいくこととしておりますので、そうした養成研修の修了者を指標とすることも、1つの方法ではないかと考えております。

2点目、アウトリーチチームの設置数の現在の状況について、ご質問をいただきました。地域で生活する精神障害者の方を支援するアウトリーチ、これにつきましてはご指摘のありましたとおり第4期では2チーム設置することを目標としております。現在、アウトリーチチームとしましては、県立の精神科病院であります、県精神医療センター1か所のみが多職種チームによる包括的な支援、アクトに取り組んでいるのが現状でございます、2チームの設置には達していない状況でございます。アクトにつきましては、実施に際しまして、多くの人員が必要となり、医療機関の診療報酬上から収支の問題もあることが、普及が進まない要因になっているのではないかと考えております。国の方でも、こうした診療報酬上の要件について緩和をしておりますが、依然として、医療機関としては、体制を確保できないので、実施できないというご意見もございます。こうした制度上の課題もありますので、第4期計画期間中の達成が難しい面もございますが、県では、アクトを実施する医療機関を増やすために、まずはアクト、アウトリーチの取組について、知っていただくことが重要であると考えておりますので、講演といったアウトリーチの普及啓発事業を家族会さん等の御協力もいただきながら、引き続き実施しまして、アウトリーチの充実を図ってまいりたいと考えております。最終的に、第5期計画においても、こうした取組について、記載させていただいて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

## **徳田構成員**

ピアサポーター養成研修をやられるということなのですが、当事者の研修でしょうか。というのは、先程、岡田構成員から自閉症の家族のピアサポーター事業があるということで、私ども家族会は、統合失調症だけではないのですが、家族が、精神疾患とか、そうした症状を持つ人の対応を勉強することはとても大事だと思っています。家族会の中でもやっちはいるのですが、やはり行政の方で、精神疾患をお持ちの方の家族に対する支援もぜひ検討していただきたいと思いました。

## **障害福祉課こころの健康推進室 古橋補佐**

ピアサポーターの養成研修は今年度からスタートするため、これから内容を詰めていくところですが、基本的には当事者が対象になると思っておりますが、当事者の方に加えて、支援者、家族の方も研修と一緒に受講していただければと考えております。

## **高橋座長**

他にいかがですか。よろしいですか。

では最後に、私から1つ、地域移行に関してよろしいでしょうか。色々と議論は深めていただけたと思っているのですが、今回素案を作っていただいて、施策審議会等で検討していくことになると思うのですが、前提として、今県で取り組んでいる地域移行に向けての事業がどういったものがあるのか、そして、県が国に上乘せをして取り組んでいる事業がどのくらいあるのかといったことを出させていただくと県の状況がよく分かるのかなと思います。先程申し上げましたが、県の自立支援協議会の下に2つの部会があって、そのうちの1つに地域生活移行推進部会があります。いただいたご意見等を踏まえて、そこで具体化されていくわけなのですが、愛知県では、以前、既存の戸建て住宅をグループホ

ームに活用する際の独自の取扱いを定めて、規制緩和をするなどの積極的な取組もしていますので、そうしたことも踏まえて次の取組を考えていきたいと思っております。そうした資料、そしてニーズ調査の結果を出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。様々なご意見をいただいて、有益なものになったと思います。第5期計画ができた時には、私たちが描いたことが実行できるようにしたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。では、事務局にお返しします。

## 11 閉会

本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

次回ワーキンググループを、9月21日（木）に開催する予定としております。追って開催通知を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、本県の障害者支援施策の推進につきまして、引き続き御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

以上で、平成29年度第1回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。